

改 正 案	現 行
<p>埼玉県県営住宅条例</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下このチにおいて「配偶者暴力防止法」という。)第一条第二項に規定する被害者(配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で、次の(1)又は(2)に該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止法第十条第一項又は第十条の二(配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七条～第六十二条 (略)</p>	<p>埼玉県県営住宅条例</p> <p>第一条～第五条 (略)</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>チ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号。以下このチにおいて「配偶者暴力防止法」という。)第一条第二項に規定する被害者(配偶者暴力防止法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。)で、次の(1)又は(2)に該当するもの</p> <p>(1) 配偶者暴力防止法第三条第三項第三号(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止法第五条(配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者</p> <p>(2) 配偶者暴力防止法第十条第一項(配偶者暴力防止法第二十八条の二において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して五年を経過していないもの</p> <p>二～六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第七条～第六十二条 (略)</p>